

2020年8月19日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

新型コロナ災害緊急アクション

### 緊急要請書

「死にたくなくても死んでしまう。」

日本に生きるすべての人を対象に、平等な公的支援の速やかな実行を！

私たち新型コロナ災害緊急アクションは、今般の新型コロナウイルスの影響から命と生活を守るために、生活問題や外国人問題、労働問題・学費・奨学金問題などに取り組んできた様々な団体によって構成されている団体です。

現在、再び、新型コロナウイルス感染者が増大しています。既にこの数か月間で多くの人々の尊厳と地域社会を破壊し、働く人たちが失業・廃業に追い込まれて生活の基盤を失い、住まいを失いました。

新型コロナウイルス感染症の特徴は、全ての人が感染するという平等性・無差別性と、社会的な脆弱度に応じて影響に差が生じるという不平等性・差別性にあります。

日本に住む全ての人々が何らかの影響を受けている中で、在留資格が無い、あるいは短期のため、住民基本台帳に載らないことから公的支援の対象外とされた外国人の方から、連日のように、所持金が尽きた。住まいから追い出される。医療にかかれぬ、就労資格がなく収入を得られず、所持金が尽きたなど、悲鳴のような SOS が当団体に届いています。

そして、ホームレス、家族関係による理由、借金に追われているなどで住民登録が困難な人、その他様々な事情から住民登録ができない人など、最も給付金の受給を必要とする人々が、現状では特別定額給付金を受給できる状況になっていません。コロナ禍で最も困窮しているホームレスの人々に、このお金が渡らないとなると、路上死する危険もあります。また、生活困窮者は医療へのアクセスしにくい状況があり、命の不安があります。脆弱な市民が感染すれば、感染速度は速まり社会全体に影響が広まると同時に、不安や不満は社会的弱者への嫌悪や攻撃となり、彼らを医療や支援、地域社会で生きることから遠ざけ、結果として感染拡大は続きます。

「新型コロナ災害緊急アクション」では、「反貧困緊急ささえあい基金」を創設し、現在までに約600世帯、1000人以上に、約2,000万円の直接給付をおこない、多くの命を繋いでいる状況です。一刻も早い支援がなければ餓死の危険性に晒されている人たちが多く存在するのです。

最低限の生活も保障されないまま放置され続けている生活困窮者や外国人のおかれている状況を認識してください。10万円特別定額給付金の申請期限を延長してください。差別することなく、日本に生きるすべての人を対象に平等な公的支援を速やかに実行してください。

つきましては、下記内容を緊急に要請致します。

①コロナ禍で仕事と住まいを失い、生活保護申請をした生活困窮者に対して、福祉事務所が無料低額宿泊所（無低）への入所を事実上、強要するケースが頻発しています。生活保護法に定める居宅保護の原則を徹底するため、下記のことを求めます。

・各自治体に対して、無低への入所を強制する行為、事実上の強制と疑われる行為を厳に慎むように通知を発出してください。

・生活保護の実施要領における敷金等の支給に関する項目から「保護の実施機関において居宅生活ができる」と認められる者に限る。」との記述を削除してください。

・本年4月17日付け厚生労働省事務連絡に書かれた個室利用の原則が各自治体において遵守されているかどうか、調査を実施してください。

・令和2年度第二次補正予算に基づく居宅生活移行緊急支援事業を強化し、各自治体に徹底してください。生活困窮者や生活保護申請者に対する居宅（アパート、公営住宅等）の確保を行政が積極的に行うようにしてください。

・緊急事態宣言中に東京都等の自治体を実施した緊急宿泊支援（ビジネスホテルの提供等）の実績を把握、分析し、同様の事業を継続するための協議を各自治体と始めてください。

②厚生労働省は、3月10日付け事務連絡で「速やかな保護決定」を各自治体に促していますが、現場の対応には差が出ています。「速やかな保護決定」が徹底されるため、下記のことを求めます。

・保護決定までの期間に関する自治体間格差を把握するための調査をおこなってください。

・保護決定までの期間の生活を支える貸付金制度についても自治体間格差が見られるため、保護決定までの間、申請者が「健康で文化的な最低限度の生活」以下の生活を強いられることのないよう、国としての基準を示してください。

③住居確保給付金制度を普遍的な家賃補助制度へと拡充するため、下記のことを求めます。

・今年4月以降の住居確保給付金制度の利用実績を示してください。

・今年4月以降の運用改善を踏まえ、住居確保給付金制度の拡充に向けた議論を始めてください。

## 外国人分野要請項目

要請先 厚生労働省 総務省 文科省 法務省 国土交通省

①日本にいながらも住民登録の対象外となっている人たちに特別定額給付金 10 万円を支給してください。 (総務省)

・難民申請者や仮放免者を含む非正規滞在者、短期在留者（3 月（90 日）以下の在留期間が決定された者）は、住民登録の対象外ゆえ公的支援をまったく受けられず、就労も禁じられています。唯一の命綱であった民間からの支援もコロナ禍で途絶えがちで、日々の食べ物を事欠くまでに困窮しています。これら、日本にいながらも住民登録の対象外となっている人たちに特別定額給付金 10 万円を支給してください。

②コロナ禍による生活困窮は国籍や在留資格に関係ありません。生活に困窮するすべての留学生および朝鮮大学生に対して、学生支援緊急給付金を支給してください。(文科省)

③生活に困窮するすべての外国人に生活保護の適用とすべての医療機関で、無料あるいは低額で診察・治療ができるように公的支援をしてください。(厚労省)

・現行の外国人に対する生活保護の運用を改め、生活に困窮するすべての外国人に適用されるようにしてください。少なくとも、健康保険がないために怪我や病気が深刻化している難民申請者や移民が多数存在するため、すべての医療機関で生活困窮者は無料あるいは低額で診察・治療ができるように公的支援をしてください。

・あわせて福祉制度やその他の支援制度の手続きについて、日本語を母語としない方にもわかりやすく広報するとともに、実態に即して利用要件を緩和し、柔軟な手続きを可能とする等、困窮しているすべての人がもれなく活用できるようにしてください。

④仮放免者や短期在留者にも、公営住宅の目的外使用制度を適用してください。

(国土交通省)

・仮放免者や短期在留者（3 月（90 日）以下の在留期間が決定された者）のなかには、住宅喪失の危機にある人たちもいます。ネットカフェ等、居住が不安定な人への公営住宅の目的外使用制度が活用されていますが、仮放免者や短期在留者にもこの制度を適用してください。

⑤帰国困難者への支援を行い、民間シェルター等への財政援助をしてください。

(法務省、厚労省、技能実習機構)

・帰国困難となっている技能実習生で、実習実施機関や監理団体の支援放棄によって、在留期間の延長や雇用保険受給の特例等の対策を享受できず、日常生活に困窮している人たちが多くいます。外国人技能実習機構は、実習実施機関・監理団体に対し、監理下にある帰国困難者の数、支援対策の有無、帰国見通しなどを報告させ、責任をもって帰国困難者への支援を行うよう指示してください。帰国困難になっている、元技能実習生らを保護している民間シェルター等への財政援助をしてください。

## 10万円特別定額給付金と新型コロナウイルス感染症対策分野要請項目

要請先 厚生労働省 総務省

特別定額給付金はコロナ災害で打撃を受ける全ての人と社会を救済するための制度であり、総務省の案内チラシにも「日本にお住いの、すべての方へ。ひとりひとりのくらしのために。」と書かれています。だれひとり給付から漏れてしまうことがないようにしてください。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって多くの人の命を脅かしています。命を守るために「医療弱者」の声を施策に生かしてください。

### ① 10万円特別定額給付金の給付要件から住民登録を外してください。

・ホームレス、家族関係による理由、借金に追われている、外国人で住民登録が困難、その他様々な事情から住民登録ができない人がいます。この人たちを排除しないために住民登録をしないでも給付できる施策を考えてください。

・戸籍をたどって本人確認する方法や、役所に残る以前の相談履歴、支援者を介した存在証明などで二重給付を防ぐことができます。給付しないための条件を考えるのではなく、給付するためにはどうしたらいいかを考えてください。また特例で住民登録を認めることを施策してください。

### ② 10万円特別定額給付金に関して、各自治体にワンストップ相談窓口を作るように働きかけてください。

・住民登録をしようと思っても、自分の住民票がどこに置かれているのかもわからなくなっている方もいます。本籍地に戸籍の附票を請求する作業は、高齢の方は特に難しく感じて、あきらめてしまっている方もいます。請求費用が捻出できない方もいます。コールセンターにかけてもつながらなかつたり、どうやったら給付金を受け取ることができるのかわからないまま時間が過ぎてしまっている人がいます。すでに 9 割を超える方が給付金を受け取り、まだ受け取れていない人はこうした困難を抱えています。各自治体にワンストップで相談を受けられる窓口を作り、困難を抱える方が給付を受けられるように施策してください。

### ③ 10万円特別定額給付金の申請期限を延長してください

・住民登録がない人は申請書の入手にも困難があります。10 万円で生活の自立につながる可能性がある、最も必要としている人が、最も給付が困難な状況になっていますが、期限が迫っています。この制度から排除される人がいないように、全ての人が受け取れるように、今年度末 2021 年 3 月 31 日まで申請期限の延長をお願いします。

### ④ 命を守るために、コロナ対策に「医療弱者」の声を取り入れてください

・コロナ感染が広がる中で、発熱してもなかなか受診できずにたらい回しにされて、症状が悪化して命を落とした人がいます。特に生活困窮者は医療へのアクセスがしにくい状況が

あり、命の不安があります。受診を断らない発熱外来の設置、PCR などの検査体制を拡充すること、入院病床の確保、軽症者宿泊施設の確保、入院・入所待機場所の確保、対策を公表し広く周知することなど。命を守るために施策してください。

### 新型コロナ災害緊急アクション参加団体

<参加団体>

あじいる／移住者と連帯する全国ネットワーク貧困対策プロジェクトチーム／蒲田・大森野宿者夜回りの会（蒲田パト）／官製ワーキングプア研究会／企業組合あうん／共同連／くらしサポート・ウィズ／クルドを知る会／寿医療班／コロナ災害対策自治体議員の会／サマリア／NPO 法人さんきゅうハウス／市民自治をめざす三多摩議員ネット／奨学金問題対策全国会議／新型コロナすぎなみアクション／住まいの貧困に取り組むネットワーク／首都圏青年ユニオン／女性ユニオン東京／生活保護費大幅削減反対！三多摩アクション／生活保護問題対策全国会議／滞納処分対策全国会議／地域から生活保障を実現する自治体議員ネットワーク「ローカルセーフティネットワーク」／つくろい東京ファンド／TENOHASI／「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク世話人会／反貧困ささえあい千葉／府中緊急派遣村／フードバンクネット西埼玉／労働組合「全労働」／非正規労働者の権利実現全国会議／反貧困ネットワーク／避難の協同センター／POSSE(50音順 7月31日現在)

事務局 担当 瀬戸 大作（反貧困ネットワーク事務局長）

090-1437-3502 setodaisaku7@gmail.com